

JRに不当解雇の責任あり！ 国鉄1047名解雇撤回を！

採用候補名簿から組合員の名前の排除を担った当事者

**井手（JR西
元会長）と深澤（JR東
社長）**
を証人として法廷へ！

**証言で明かされた国家的不当労働行為の歴史的眞実
東京地裁宛て解雇撤回・JR復帰署名にご協力を**

動労千葉・動労総連合は国鉄1047名解雇撤回を求めて東京地裁における裁判闘争を闘っています。国鉄分割・民営化の過程でいかに所属組合による差別・JR不採用＝解雇が行われたのか——4月14日の裁判は、法廷での証言でその眞実を明かす歴史的な裁判になりました。

不当労働行為による解雇の首謀者が国鉄総裁室長だった井手正敬（元JR西日本社長・会長）であり、直接手を下したのが職員局員だった深澤祐二（現在はJR東日本社長）です。2人の証人尋問を行えば、すべての眞実を突き止めることができます。

いよいよ国家的不当労働行為のすべてを明らかにする時です。国鉄闘争勝利・1047名解雇撤回に向けて、ぜひ署名へのご協力をお願いいたします。



国鉄1047名解雇撤回！

**国鉄闘争
全国運動 6・18 全国集会**

6月18日(日) 13時30分～(13時開場)

江戸川区総合文化センター大ホール

東京都江戸川区中央4-14-1

JR総武線新小岩駅南口下車・徒歩15分

国鉄1047名解雇撤回の闘いを先頭に労働運動の再生をめざす集会です。どなたでもご参加できます。

国鉄1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動（国鉄闘争全国運動）千葉市中央区要町2-8DC会館 043(222)7207

国鉄1047名解雇撤回をめぐる2010年の政治和解に反対し、国鉄1047名解雇撤回闘争を支援する新たな全国運動として出発しました。新自由主義の攻撃に対抗し、労働運動の変革と再生を展望して運動を行っています。動労千葉の鉄建公団（現・鉄道運輸機構）訴訟では、2015年6月の最高裁決定において名簿不記載基準は不当労働行為であったことを明確に認定させました。この最高裁決定に基づき動労千葉は、JR東日本に対して採用やり直しと団体交渉を申し入れましたが、JR東日本はこれを拒否したため、労働委員会を経て東京地裁で行政訴訟を闘っています。

国鉄1047名解雇撤回へ東京地裁宛て署名にご協力ください

4月14日、国鉄1047名解雇撤回を求める行政訴訟の第13回裁判が東京地裁で行われ、組合側3人が証言にたちました。特に田中康宏・動労総連合委員長は、分割・民営化に反対した動労千葉や国労の組合員をいかに排除していったのか、その過程を証言で明らかにしました。

「解雇された組合員も全員が一度は採用候補者名簿に登載されていた」「名簿からの排除を指示したのは葛西・職員局次長だった」——2009年12月16日に国鉄職員局職員課補佐だった伊藤嘉道氏の証言で明らかになったのは衝撃的な事実でした。採用候補者名簿に登載された人は全員がJRに採用されています。解雇された組合員も全員がJRに採用されるはずだったのです。いったい何が起こったのか。この過程の真実をはっきりさせることは、不当解雇の責任がJRにあることを明らかにする上で絶対に必要です。

民営化の直前に、民営化反対労組の組合員の名前が削除された

1987年4月の国鉄分割・民営化を前にした1月、JRの本州3社と四国では閣議決定された定員を採用希望者が下回ることがはっきりしました。それは動労千葉や国労の組合員も希望者全員が採用されることを意味しました。

これは分割・民営化に率先協力してきた動労本部を中心とする改革労協にとって受け入れられないものでした。「国鉄改革に反対する不良職員がJRに採用されることなど許されない」と、動労千葉や国労の組合員の首切りを求めるという「緊急申し入れ」まで行いました。労働組合として到底ありえない要求です。

一方、国会では特別決議で「組合差別のないように」と確認され、当時の橋本運輸大臣も「労働処分、職員管理調査は選別の手段にしない」と国会答弁していました。そのため「採用基準はJR設立委が作り、国鉄はそれに基づいて名簿を作るだけ」と強調されました。国鉄当局が定員を下回ってまで名簿から排除することは簡単ではありませんでした。国鉄当局は「全員採用した上で配属で区別する」としたものの、改革労協は受け入れず、両者の対立が激しくなります。

2月2日、改革労協加入の各単組を解散して鉄道労連（現JR総連）となる組合結成大会が開催されました。これまでなら国鉄総裁が出席するところですが、当時の杉浦国鉄総裁は欠席し、同日の記者会見で「本州、四国では希望者を全員を採用」と発表しました。ところが夕方の鉄道労連結成レセプションでは状況が一変します。杉浦国鉄総裁が出席して発言し、「皆さんの努力に応える」と語っているのです。

JR設立委員会自身が排除・解雇に手を染めた

この裏で、井手・国鉄総裁室長と葛西・職員局次長が斎藤英四郎・JR設立委員長を訪問していました。「選考基準は斎藤さんが作れと言った」「葛西が案を作り、斎藤さんにJR設立委で委員長案として出してもらい了承された」——後に井手自身がこう語っています。こうして採用候補者名簿から、動労千葉や国労組合員を排除するための「不採用基準」が作られたのです。

2015年6月、最高裁決定でこの不採用基準そのものが不当労働行為であることが確定しました。国鉄当局自身では名簿から排除できないから、JR設立委として不採用基準を作っていた——国鉄改革法23条5項では、「設立委員会の行った行為はJRの行為」と規定されています。JRに不当労働行為・国鉄1047名解雇の責任があることは完全に明らかです。

真実を明らかにするために井手・深澤を法廷へ！

この具体的な事実を証言できるのは、謀議が行われた現場にいた井手、直接に名簿からの排除を担った深澤たちです。

「自分の手で排除をやった人間がその事実をずっと隠してきた。『時効』といってなかったことにしていけない。真実は目の前にある。井手・深澤を法廷に呼んで真実を明らかにすべきだ」——田中委員長は証言の最後にこう訴えました。

ところが、裁判長は3人の証言が終わるや否や組合側が証人として申請していた井手・深澤と横路氏の証人申請を「必要性がない」として却下しようとしてきました。横路氏は今年2月に亡くなっていますが、裁判長はそのことさえ確認しませんでした。結論ありきで真実から逃げようとする姿に対し、弁護団はただちに忌避をつきつけました。

裁判闘争は「最終盤」の攻防に入りました。国鉄分割・民営化の隠された真実は目の前にあり、闘いは「勝利まであと一歩」です。今こそ国鉄1047名解雇撤回・国鉄闘争勝利を！ 何としても井手・深澤を法廷に！ そのために署名へのご協力をぜひよろしくお願いいたします。

からくり
国鉄改革法の仕組み
国鉄とJRは別法人の理屈

●1986年度職員数27万7000人に対し新会社の定員21万5000人
●新会社の人員は、国鉄職員の中から採用する。国鉄が名簿を作成、これに基づきJRが採用を通知する

採用をめぐるJRと国鉄の権限を書き分けることで選別採用の仕組みをつくり、不当解雇・不当労働行為の責任がJRに及ばないようにした

実は大ウソだった

左から葛西敬之、斎藤英四郎、井手正敬

国鉄とJRは共謀して採用差別を行っていた

選考基準は、斎藤さんが作れと言うので、不当労働行為と言われないギリギリの線で葛西が案を作り、それを斎藤さんに（JR設立）委員会の席上、委員長案として出してもらい、それは了承された。

（井手氏の懇談会議事録より）



国鉄改革法23条5項

承継法人（JR）の職員の採用について、当該承継法人の設立委員がした行為及び当該承継法人の設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、当該承継法人がした行為及び当該承継法人に対してなされた行為とする。